

說明資料

**平成 19 年 10 月 3 日
金融庁**

平成 19 年 6 月 13 日

我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ 中間論点整理（第一次）（骨子）

I. はじめに ~目指すべき金融・資本市場の姿~

II. 検討課題

1. 魅力ある市場の前提

- (1) 多様な商品・サービスの提供を通じた「厚み」のある市場の形成
- (2) 市場参加者の高い自己規律に支えられた市場機能の十全な発揮

2. 制度を含むインフラ

(1) 規制環境

- ・ より良い規制環境の構築（ベター・レギュレーション）

① 規制プロセス

- ・ プリンシプル／ルール・ベースのアプローチ
- ・ ルールの更なる明確化
- ・ 事業者との対話の促進・対外的な情報発信力の強化
- ・ 規制当局のスキルアップ
- ・ 海外当局との連携の強化
- ・ 自主規制の役割・機能の拡充・強化

② ルールの適用

- ・ 課徴金制度の見直し
- ・ 紛争処理制度の充実

③ 市場制度

- ・ 取引所における取扱商品の多様化
- ・ 海外企業の株式の国内での取引機会の拡大
- ・ プロに限定した取引の活発化
- ・ グリーンシート市場の改革

④ その他

- ・ 金融商品取引法制の施行とその活用
- ・ 銀行・証券に係るファイアーオール規制のあり方

(2) その他の制度インフラ

- ・ 決済システム
- ・ 個人の資産形成促進スキームの導入
- ・ 税制
- ・ 人材教育

(3) 物理的環境

① 都市インフラ

- ・ 國際金融センターとしての都市インフラの整備

② 交通インフラ

- ・ 國際空港へのアクセスの改善

③ その他

- ・ 人材確保のための生活環境等の整備

3. 各市場参加者（プレイヤー）が取り組むべき課題

(1) 市場開設者

- ・ 海外企業の我が国市場への誘致のためのプロモーション
- ・ 取引所における取扱商品の多様化
- ・ 自主規制機能の強化

(2) 資金調達者

- ・ 企業財務・法務・会計に関する能力・理解の向上

(3) 個人投資家

- ・ 金融経済教育の一層の充実による金融リテラシーの向上

(4) 機関投資家

- ・ 市場型間接金融を支える柱となる機関投資家の質の向上

(5) 金融仲介者

- ・ 我が国金融機関による金融イノベーションへの取組み
- ・ より高度な金融商品・サービスを提供できる人材の育成・裾野の拡大

(6) 周辺サービス

- ・ 法律・会計サービス等の充実の人材の育成・裾野の拡大

III. おわりに

(以上)

経済財政改革の基本方針2007(抜粋)

平成19年6月19日

第2章 成長力の強化

2. グローバル化改革

【改革のポイント】

2. 金融・資本市場の競争力強化のため、①取引所等の市場インフラ(フィールド)、②金融機関や機関投資家(プレーヤー)、③市場監視(審判)を包括する総合的な改革プランを策定する。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化を進める。

【具体的手段】

(2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」(仮称。以下同じ。)の策定

「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

① 取引所の競争力の強化

取引所において株式、債券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品揃えを可能とするための具体策等を検討し、結論を得る。

② 銀行と証券に係るファイアーウォール規制の見直し

優越的地位の濫用や利益相反の防止などの措置を講じた上で、銀行・証券に係るファイアーウォール規制の見直しを行う。

③ 準司法機能の強化による市場監視体制の整備

平成20年度の早期に、課徴金制度の適用範囲拡大、金額引上げを実現する。あわせて、証券取引等監視委員会の体制強化に関し具体策を検討する。

④ 競争力強化に向けた総合的な取組

規制監督の透明性・予見可能性の向上等、競争力強化に向けた環境整備について総合的に引き続き検討を行う。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化に向けて都市再生の取組を進める。

I. 取引所における取扱商品の多様化

○我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理
(平成 19 年 6 月 13 日)

II. 検討課題

2. 制度を含むインフラ

(1) 規制環境

③ 市場制度

・ 取引所における取扱商品の多様化

－ 「厚み」のある市場を形成し、我が国金融・資本市場の国際的な魅力を高めるためには、海外取引所で上場されているような多様な商品が我が国でも取り扱われることにより、利用者の利便性が向上することが重要であり、投資家保護の観点等に留意しつつ、ETF (Exchange Traded Funds: 上場投資信託) の範囲の拡大等、取扱商品の多様化に向けた制度整備について、今後、検討する必要がある。

3. 各市場参加者(プレイヤー)が取り組むべき課題

(1) 市場開設者

・ 取引所における取扱商品の多様化

－ 我が国金融・資本市場の国際的な魅力を高めるためには、取引所において多様な商品が取り扱われることにより、利用者の利便性が向上することが重要であり、投資家保護の観点に留意しつつ、市場参加者のニーズを踏まえた各取引所による積極的な取組みが期待される。

○経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会

金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告（平成19年4月20日）

1. 一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの共通プラットフォームにする。

(1) 金などの現物及び商品先物の投資信託法上の特定資産化

○ リスク・アセットの選択肢を拡大することにより、個人の投資資金の流入が進み、市場取引に厚みが出ることが期待される。このため、投資信託やETF(上場投資信託)に金などの現物及び商品先物を主たる資産として組み込むことを可能にするなど、新しい金融商品を生み出すための制度整備を行なうべきである。

(2) 取引所間競争を促進するための金融商品取引法、商品取引所法等の改正

① 取引所の国際競争力を強化するためには、取引所間の競争を促進とともに、新しい金融商品の開発やシステム投資を促進するための制度整備を行なうことが必要である。このため、証券取引所に商品先物、商品先物オプションを上場できるようにするとともに、金融先物、商品先物等も含めた総合取引所の設立を可能とするよう制度整備を行なう。また、将来的には、電力市場、排出権市場なども総合的にカバーする取引所の実現を可能とするべきである。

② この際、柔軟な組織再編が行なえるよう、証券取引所の持株会社の下に商品取引所を設立することを可能とするべきである。また、総合取引所や証券取引所における商品先物取引については、商品取引所法の適用除外とし、金融商品取引法の下で規制を行なうべきである。なお、こうした規制の対象になるのは、市場規制としての共通項を有する事柄であり、上場商品の組成農産物・エネルギー等自体に対する政策的観点の意義と矛盾するものではない。

③ 他方、我が国の商品取引所については、グローバルな資金の流れから完全に取り残されており、我が国が世界第二位の経済大国であるにも関わらず、外国に価格形成の主導権を奪われている。商品取引所の活性化に向けて、抜本的な改革を行なうことが不可欠である。このため、取引所のガバナンスを強化するため、現在事業者による会員制組織である取引所の組織形態の株式会社への転換や株式の上場を促すべきである。また、監督官庁と取引所の関係を規律あるものとするため、取引所への監督官庁からの天下りを制限するとともに、上場商品に関する主務大臣認可を廃止し、取引所の自主規制に任せるようにする等、商品取引所の国際競争力の強化に向けた抜本的な改革を断行すべきである。

各取引所におけるETFの上場状況

	ETFの上場数	ETFの連動対象
東 証	11	株価指数
ニューヨーク証券取引所 (NYSE)	198	株価指数 債券指数 為替レート 商品先物指数 商品現物(金) 等
ロンドン証券取引所 (LSE)	129	株価指数 債券指数 商品先物指数 商品先物(原油等) 商品現物(金等) 等
ドイツ証券取引所 (Deutsche Börse)	291	株価指数 債券指数 商品先物指数 商品先物(原油等) 商品現物(金等) 等
ユーロネクスト (Euronext)	283	株価指数 債券指数 商品先物指数 商品先物(原油等) 商品現物(金等) 等
シンガポール取引所 (SGX)	13	株価指数 債券指数 商品先物指数 商品現物(金)

(注1) ロンドン証券取引所、ドイツ証券取引所、ユーロネクストの ETF には ETC (Exchange Traded Commodities) を含む。

(注2) シンガポール取引所はグループ会社として商品取引所を保有。

(出所) World Federation of Exchanges "Annual Statistics" 及び各取引所 HP に基づき作成

II. プロに限定した取引の活発化

○我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理

II. 検討課題

2. 制度を含むインフラ

(1) 規制環境

③ 市場制度

・ プロに限定した取引の活発化

— 海外企業や国内の非上場の新興企業等に対し、我が国市場における資金調達の機会を拡大することは、これらの企業に成長資金を提供するとともに、資金を運用する投資家にとっても収益機会の拡大につながり、結果として、我が国金融・資本市場の「厚み」を増すこととなると考えられる。

また、我が国金融・資本市場の国際的な競争力を強化するためには、ホールセール市場での自由度を拡大し、機関投資家等の市場参加者間の競争を通じ、金融イノベーションを促進することが重要である。

他方、個人を中心とする我が国的一般投資家が直接参加するリテール市場においては、安心して市場で取引できる必要があることから、法定の情報開示等による投資家保護の枠組みが維持されるべきである。

今般の金融商品取引法制の本格的な施行により、投資家の属性に応じた規制体系の柔構造化が図られ、プロ投資家向けの販売・勧誘については、情報格差の是正を目的とする行為規制の適用が大幅に緩和されることとなる。また、併せて、適格機関投資家について、事業会社に係る有価証券の投資額基準を引き下げるとともに、その他の法人、個人についても適格機関投資家となる道を開くなど、その範囲が大幅に拡大されることとなる。

これらの制度整備をベースとして、ハイリスク商品等の取引を含め、ホールセール市場における、プロに限定した取引を一層活発化させていくための方策について検討を行っていくことが重要である。その際、市場関係者のニーズ等も踏まえつつ、講すべき方策があれば、その実現に向けて適切に対応していくべきである。

○経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会
金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告

1. 一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの共通プラットフォームにする。

(6) プロ向け市場の創設と規制の合理的分化

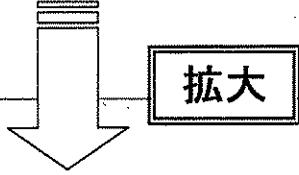
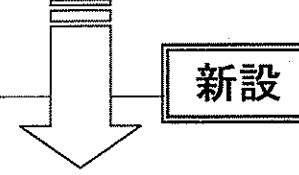
- ① 今後の我が国は資本市場は市場型間接金融の拡大を促す方向で制度整備を進めるべきである。すなわち、直接的な意味での市場参加者をプロに限定することで、イギリスの代替投資市場(AIM)やドイツの自由市場^{エイム}フライフェアケア(Freiverkehr)のように、過剰な規制をうけることなく、自己責任原則の下で自由に活動できる市場を拡大していくことを目指すべきである。
- ② ただし、市場規制の観点からはプロの市場参加者であればあるほど要求される高度の倫理性、首尾一貫性(integrity)が、公正な価格形成確保の観点から求められる。プロとされる市場参加者は、しっかりとコンプライアンス(法令等遵守)と内部統制の体制を確立し、プロとしての責任(professional liability)を果たせる規律ある存在でなければならない。特に市場型間接金融の下では、関係者の利害関係が重層化することから、一般投資家の資産運用を受託する機関投資家の受託者責任に関するルールの明確化を図るべきである。

3. 規制監督の透明性・予見可能性を向上させ、自由と規律のバランスのとれた市場環境を提供する。

(1) プロ向け市場における規制緩和と一般投資家の保護の徹底

- ① 今後の我が国は金融・資本市場は市場型間接金融を前提にして制度整備を進めるべきである。その下では、直接的な意味での市場参加者をプロに限定し、業者の側におけるコンプライアンス・内部統制体制の確立を前提として規制を緩和することにより、投資家保護に関わる制度整備の負荷の軽減化を図ることが可能となる。一方、一般投資家向け市場においては、投資家に対する保護を徹底するべきである。
- ② 金融監督については、以上のような金融・資本市場の目指すべき方向を踏まえ、規制の透明性・予見可能性を向上させ、自由と規律のバランスのとれた市場環境を提供することに重点を置くべきである。

金融商品取引法上のプロ概念

	適格機関投資家 ＜証券発行時の開示規制を免除(プロ私募)＞	特定投資家 ＜契約締結時の書面交付義務等を適用除外＞
証券 取引法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関 ○ <u>有価証券報告書提出会社</u> (有価証券残高 <u>100億円以上</u>) 等 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  拡大 </div>	<p>制度なし</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  新設 </div>
金融商品 取引法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関 ○ <u>法人</u> (有価証券残高 <u>10億円以上</u>) ○ <u>個人</u> (有価証券残高 <u>10億円以上</u>、かつ <u>1年以上の取引経験</u>) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適格機関投資家 ○ 上場会社 ○ 資本金5億円以上の株式会社 等 <p style="text-align: right;">(⇒ 一般投資家へ移行可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記以外の法人 ○ 一定要件(※)を満たす個人 <p style="text-align: right;">(⇒ 一般投資家から移行可能)</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 等 </div>

(※)純資産額及び金融資産3億円以上、かつ、1年以上の取引経験のある者。

III. 銀行・証券間のファイアーウォール規制

○我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理

II. 検討課題

2. 制度を含むインフラ

(1) 規制環境

④ その他

・ 銀行・証券に係るファイアーウォール規制のあり方

— 銀行・証券に係るファイアーウォール規制(弊害防止措置)については、平成5年の金融制度改革において業態別子会社方式による相互参入が解禁された際に、利益相反の防止や優越的地位の濫用の防止等の観点から設けられたものであるが、その後、実態を踏まえ、累次にわたる規制緩和が行われてきたところである。

しかしながら、現行のファイアーウォール規制は、金融グループとしての業務展開に当たり、顧客に関する非公開情報の授受等を原則的に禁止していることから、以下に掲げるような指摘がある。

- 金融グループとして利用者に総合的なサービスを提供するための金融イノベーションを阻害している。
- 金融グループとして要求される統合的リスク管理やコンプライアンスの障害となっている。
- 特に海外金融機関にとっては、規制対応のための体制整備に伴う管理コストが増加している。

他方、現行のファイアーウォール規制の根拠とされている利益相反や優越的地位の濫用の可能性は今日においてもなお重要な論点であるほか、我が国において銀行は依然として支配的な地位にあり、経済に与える影響が大きいことや、金融グループ内の情報共有に対する利用者の懸念等も考慮に入れる必要があるのではないかとの指摘もあった。

したがって、銀行・証券に係るファイアーウォール規制のあり方については、利用者利便の向上や金融機関の適切かつ効率的な業務運営の確保等の観点とともに、利益相反や優越的地位の濫用の防止の観点も踏まえ、必要十分なものとなるよう、今後、金融審議会の場において、早急に検討を開始すべきである。

- なお、上記で指摘された利益相反等の弊害は、銀行・証券間のみに生じる問題ではなく、例えば、証券会社(グループ)内の部門間、又は同一金融グループ内の銀行・証券間以外の会社の間でも同様に生じる問題である。こうしたことから、銀行・証券間に限らず、広く金融グ

ループにおける利益相反防止のための実効性ある方策等についても検討すべきである。

また、金融サービスの高度化・多様化に伴い、新たな金融関連業務へのニーズが高まっていることに鑑み、金融グループに対する業務範囲規制等のあり方についても、規制の趣旨や業務の特性等を踏まえ、今後、検討する必要がある。

○経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会 金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告

2. プロとしての高い力量をもち、責任を自覚したプレーヤーによるイノベーションを促進し、資産運用力を強化する。

(1) 銀行・証券・保険に係る規制の見直し

- ① 国際的にいわゆる「金融のコングロマリット化」が進むなかで、現行の我が国の銀証分離などの業規制については、ガバナンス、業務体制等の面でお不十分、不透明な面が少なくないとの指摘がある。また、外資系金融機関等からも、顧客情報の共有や役職員の兼任が困難となるなど、利用者へのサービス向上の妨げとなっているとの指摘がある。
- ② このため業規制の見直しを進めることが望ましいが、その際、利益相反に対する弊害の除去、銀行の優越的地位の利用に対する制限などの観点から、適切なファイアウォールに関するきめ細かなルールを同時に整備することが必要である。また、そうした弊害が発生する蓋然性の少ない業態ないし取引にとって過度な負担とならないような対応が求められる。その際、預金保険制度など銀行のセーフティーネットの適用範囲が安易に拡大されることのないような仕組みも必要である。
- ③ さらに、保険業も含めた「金融のコングロマリット化」にも対応できるあるべき姿を展望しつつ、それを可能とする制度的条件を明らかにしていくことが必要である。

銀行・証券間のファイアーウォール規制について

1. 銀証分離の経緯

米国グラス・スティーガル法(1933年)：戦前の銀行恐慌で、銀行による証券業務が証券投機や不公正取引を招き、価格暴落と銀行倒産の原因になつたとの指摘を踏まえ、銀行の証券業務を厳しく制限。

我が国でも、米国の規制を参考に、戦後に制定された証券取引法の65条〔金融商品取引法33条〕において、原則として銀行の証券業務を禁止。その立法趣旨は以下のとおり。

- ① 銀行の財務の健全性確保
- ② 預金者と投資者の利益相反の防止
- ③ 銀行の優越的地位の濫用の防止

2. 銀証の相互参入とファイアーウォール規制

1993年(平成5年)に施行された金融制度改革法により、業態別子会社方式による銀証の相互参入を解禁。この際、相互参入による上記の弊害を防止するため、銀行と証券子会社等との間のファイアーウォール規制を導入。

(注) ファイアーウォール規制の例

- ・役職員の兼職規制
- ・非公開情報の授受の禁止
- ・信用供与を利用した抱き合せ行為の禁止

3. ファイアーウォール規制の緩和

その後、実態を踏まえつつ、弊害の少ない場合には規制を緩和。

(注) 廃止されたファイアーウォールの例

- ・店舗の共用制限
- ・内部管理業務のための非公開情報授受容認(個別承認制)
- ・コンピュータの共用制限

IV. 課徴金制度の見直し

○我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理

II. 検討課題

2. 制度を含むインフラ

(1) 規制環境

② ルールの適用

・ 課徴金制度の見直し

- 市場における規制の実効性を確保し、違反行為を抑止する手段として、平成17年証券取引法改正において、課徴金制度が導入されたところである。

制度導入以来、課徴金納付命令勧告件数も、平成19年5月末現在、インサイダー取引に係るものが16件、開示書類の虚偽記載に係るものが4件、合計20件にのぼっており、課徴金制度のエンフォースメント手段としての有効性に対する認識も高まってきていると考えられる。

今後、市場の公正性・透明性の一層の向上を図り、より実効的な抑止効果をもたらす観点から、これまでの実施状況も踏まえ、課徴金制度のあり方について、その対象範囲や課徴金額の水準も含め、見直す必要がある。

具体的には、内閣府の独占禁止法基本問題懇談会において現在進められている見直しの検討結果も踏まえ、今後、法制面での専門的な検討を進め、おおむね平成19年内を目途に結論を得るべきである。

○経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会
金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告

3. 規制監督の透明性・予見可能性を向上させ、自由と規律のバランスのとれた市場環境を提供する。

(2) 証券取引等監視委員会の機能強化

- ① 「自由と規律」のバランスがとれ、信頼される金融・資本市場を実現するためには、金融監督当局の機能を向上させることが不可欠である。このため、金融をめぐる世界的な潮流、世界のベスト・プラクティスを踏まえて、金融の企画・立案、監督・検査体制のあり方について不斷に見直す必要がある。証券取引等監視委員会による機動的な法運用を可能にするために、法の授権を前提に、一定範囲の比較的広範なルールメーク機能をも監視委員会が有するものとすることが必要である(例えば、情報開示に関する分野等)。
- ② 市場における不正行為を機動的に摘発するとともに、市場ルールの形成・明確化を促進することが必要である。そのため、証券取引等監視委員会の独立性を高め、同委員会の準司法機能を抜本的に強化すべきである。ここで準司法機能の強化は、市場現場での違法行為の認定を容易にするために、制裁的機能を有する課徴金制度の導入によって図ることが可能である。このため、課徴金の範囲と金額の拡大の問題について速やかに具体的な検討を行い、結論を得るべきである。

金融商品取引法の課徴金制度について

○ 経緯

平成 16 年以前：不公正取引規制等について刑事罰を中心とした実効性確保（エンフォース）体系

刑事罰には、謙抑性・補充性の原則（刑事罰は重大な結果を伴うことから、人権保障等の観点から、刑事罰を用いなくても他の手段で法目的を達成することができる場合は、刑事罰の発動は控えるべきという考え方）が存在。

規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たに行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（いわゆる“課徴金”）を導入

○ 課徴金納付命令に係る勧告実績

違反行為	適用条文	課徴金導入年月日	納付命令の勧告を行った年	勧告件数	課徴金額合計
インサイダー取引	金融商品取引法 第 175 条	平成 17 年 4 月 1 日	平成 18 年	13 件	699 万円
			平成 19 年	6 件	7503 万円
発行開示書類 虚偽記載	金融商品取引法 第 172 条	平成 17 年 4 月 1 日	平成 18 年	2 件※	6 億 3133 万円
			平成 19 年	2 件※	約 2482 万円
継続開示書類 虚偽記載	金融商品取引法 第 172 条の 2	平成 17 年 12 月 1 日	平成 18 年	2 件※	1 億 3333 万円
			平成 19 年	3 件※	約 3082 万円

※ 発行開示書類・継続開示書類双方の虚偽記載による課徴金納付勧告を重複計上している（平成 18 年 1 件、平成 19 年 2 件）。

金融商品取引法の課徴金制度の概要

1. 対象とする違反行為

① 不公正取引

- インサイダー取引…会社関係者等が、重要事実等の公表前に、自己の計算において有価証券売買等を行う行為。
 - 相場操縦（見せ玉を含む）…自己の計算で上場・店頭売買有価証券等の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等を行う行為。
 - 風説の流布・偽計…風説の流布・偽計によって有価証券等の相場を変動させ、変動させた相場により、自己の計算で違反から1ヵ月以内に有価証券等の取引を行う行為。
- ② 有価証券届出書等の虚偽記載…重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書等を提出した発行者等が、当該有価証券届出書等に基づき募集・売出しを行う行為。
- ③ 有価証券報告書等の虚偽記載…発行者が重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出する行為。

2. 金額水準

違反者の不当な経済的利得を基準として、以下の金額水準を法定。

① 不公正取引

- インサイダー取引
重要事実公表日の翌日における株式等の最終価額から重要事実公表前に購入した株式等の価額（価格×数量）を控除した金額。
- 相場操縦（見せ玉を含む）
相場操縦期間中に確定された売買損益と相場操縦終了後1ヵ月以内の反対売買より確定された売買損益の合計金額。
- 風説の流布・偽計
違反行為によって有価証券等の相場を変動させ、その相場によって1ヵ月以内に行われた有価証券の売買の価額から当該違反行為直前の価額（価格×数量）を控除した金額。

② 有価証券届出書等の虚偽記載

募集・売出しにより取得させ・売り付けた有価証券の発行・売出価額の1%（株式等の場合は2%）。

③ 有価証券報告書等の虚偽記載

300万円を原則とし、発行する株式の市場価額の総額等の10万分の3に相当する額が300万円を超える場合には、その額。

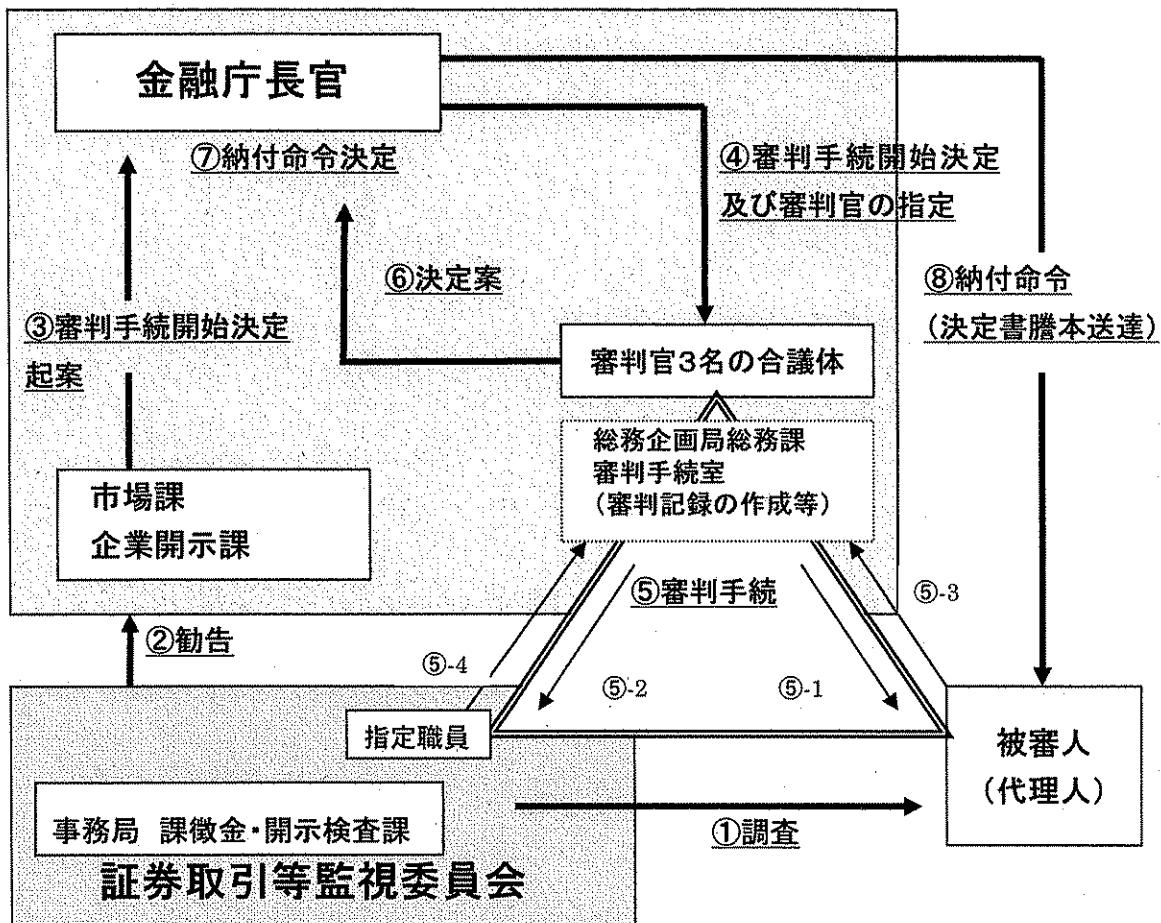
3. 除斥期間

課徴金事案に係る除斥期間は、3年と規定。

4. 課徴金納付命令の性格

課徴金賦課対象となる違反行為が認定された場合、内閣総理大臣（金融庁長官に委任）は課徴金の納付命令を行わなければならないとされている。

課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続（参考人審問、被審人審問、書類又は物の取調べ、鑑定、立入検査）
 - ⑤-1 審判手続開始決定書謄本、審判開始決定通知書、審判官指定通知書
 - ⑤-2 指定職員通知書
 - ⑤-3 答弁書
 - ⑤-4 準備書面
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

証券取引法改正法附則【平17法76】(抄)

(検討)

第六条 政府は、おおむね二年を目途として、この法律による改正後の課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※17年12月施行。

証券取引法等の一部を改正する法律案等に対する附帯決議(抄)

衆議院財務金融委員会（平成18年5月12日）

参議院財政金融委員会（平成18年6月6日）

政府は、次の事項について、十分配慮するべきである。

- 一 課徴金制度については、機動的な執行に努めるとともに、現行制度の実施状況等を踏まえ、課徴金の水準の引上げも含め、制度全般のあり方について、今後、実効的な抑止効果をもたらすよう検討を進めること。

今後の金融審議会第一部会の運営について（案）

1. 審議事項

「貯蓄から投資へ」の流れを推進し、我が国金融・資本市場の競争力の強化に資するため、「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の論点整理（平成19年6月13日公表）における指摘等を踏まえ、以下の課題を中心に、制度面からの検討を行う。

- (1) 取引所の取扱商品の多様化
 - (2) プロに限定した取引の活発化
 - (3) 銀行・証券間のファイアーウォール規制
 - (4) 課徴金制度の見直し
- 等

2. 「法制ワーキンググループ」の設置

上記の課題のうち、課徴金制度の見直し等については、第一部会の下に「法制ワーキンググループ」を設置し、専門的な観点からの検討を行う。

3. スケジュール

「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、「金融・資本市場競争力強化プラン（仮称）」を年内を目途に金融庁が取りまとめることとされていることを受け、第一部会においては、年内を目途に報告書をとりまとめる。

（以上）